

森と緑の公社（林業公社）の経営改善に向けた支援について

【関係省庁】総務省 農林水産省 林野庁

林業公社は、国策として推進された拡大造林政策に従い、分収林事業を株式会社日本政策金融公庫等の制度資金を活用して展開してきましたが、木材価格の低迷により借入金の償還が不可能な状況となっており、国のさらなる支援が不可欠であります。

このため、昨年、国と地方で取りまとめた「林業公社の経営対策等に関する検討会報告書」に明記された対策の実現及び分収契約の変更が円滑に行えるよう分収林特別措置法の改正等制度の見直しについて次のとおり提言・要望します。

<京都府からの提言・要望>

1 利子補助制度の創設

林業公社が抱える累積債務について、利息負担の軽減が図られるよう、新たに利子補助制度を創設してください

2 分収林特別措置法の改正等制度の見直し

土地所有者の相続等がネックとなり、地上権の期間延長等の契約内容の変更手続きが円滑に行えないため、2分の1以上の所有者の同意により契約変更が行えるなど、「改正農地法による遊休農地対策」と同様に、「分収林特別措置法」の改正等制度を見直してください

京都府の現状・課題等

○ 経営状況

- ・ 社団法人京都府森と緑の公社 昭和 42 年設立
- ・ 府内 13 市町村 277 箇所、4,652ha の事業地で分収林事業を展開

○ 累積債務の状況

- ・ 累積債務の推移 H19：211 億円、H20：216 億円、H21：222 億円
- ・ 利息負担の推移 H19：4 億円、H20：4 億円、H21：4 億円
- ・ 独自財源がない中で、民間金融機関からの資金調達が困難化

○ 京都府の貸付の状況

府貸付額累計：H19：5 億円、H20：14 億円、H21：25 億円

○ 分収林特別措置法の改正等制度の見直し

■ 長伐期施業への転換のための分収契約変更（60 年→80 年）の課題

- ・ 分収契約の変更には契約者全員の同意が必要
- ・ 契約の長期化により相続が発生、相続人の特定が困難化



一定数の同意（1/2 以上）で契約変更が可能となるよう法的措置

